

○ D R 推 進 検 討 会

ADRを巡る近年の国際的動向について

1

令和2年10月28日

日本仲裁人協会 副理事長
京都国際調停センター センター長

岡 田 春 夫

目 次

公益社団法人日本仲裁人協会とその活動	P 3
世界は今国際紛争の解決手段として調停に注目している	P 4～P 9
調停の問題点とその克服への動き	P 10～P 13
紛争の終局性の欠如 (仲裁との連携)	
執行力の欠如 (シンガポール条約の調印・発効)	
日本における状況と課題	P 14～P 16
日本における国際商事調停の普及に向けた近時の活発な動き	P 17～P 21
京都国際調停センターの設立	
外国弁護士及び外国法事務弁護士の調停代理制度の整備	
京都センターとSIMCとのCOVID 19 Joint Protocol	
日本における国際商事調停の普及における直近の課題	p 22～31
調停により成立した和解合意に執行力を付与することについての	
日本における議論 (執行力付与に関する当事者合意の必要性)	
執行力付与の必要性について	
執行力付与を認める実体的・手続的正当性	
執行力付与を認めることによる弊害	
シンガポール条約のオプトインアプローチ採用と早期調印の必要性	
仲裁法制の見直しを中心とした研究会報告書	

公益社団法人日本仲裁人協会

(Japan Association of Arbitrators「JAA」)



- ◆ 法律実務家・研究者を主な構成員とし、仲裁及び調停等(ADR)に関連する人材養成・研修、研究、普及・啓発を目的とする団体。2018年11月に京都国際調停センターを開設し、国際調停の実施事業も行う。
- ◆ 2003年10月16日設立、2005年12月5日に社団法人となり、2014年1月6日に公益社団法人となる。
- ◆ 理事長：川村 明（弁護士）
- ◆ 本部所在地：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3（日本弁護士連合会内）
- ◆ 協会ウェブサイト：<https://arbitrators.jp/>
- ◆ 最近のADR振興のための活動で提出した要望書
 - [国際ADR活性化のための外弁法改正等法整備に関する要望書（2018年8月24日付け）](#)
 - ➔ [2020年5月外弁法改正\(外国の弁護士等による国際商事事件の仲裁代理の範囲の拡大及び調停代理の規定整備\)として結実](#)
 - [京都国際調停センター（仮称）設立に向けての要望書（2017年6月2日付け）](#)
 - ➔ [2018年11月京都国際調停センター開設\(18頁参照\)](#)
 - [日本における実効的な国際紛争解決のためのインフラ整備に関する要望書（2017年3月21日付け）](#)
 - ➔ [2018年5月日本国際紛争解決センター\(大阪施設\)の設立、2020年3月東京施設の開所](#)

世界の趨勢は、国際紛争について、仲裁がメインストリームの紛争解決手段となっている

裁判	仲裁
裁判官(国家権力)による最終的判断(当事者は裁判官の選定を左右できない)	仲裁人(私人)による最終的判断(当事者が仲裁人の選定に関与)
自国民保護などの観点からバイアスがかかり易い	バイアスがかかりにくい
不正のリスクが高い国が多い	不正のリスクが低い
手続は法律で決められている	手続は、当事者の合意で自由に決められる
原則として一般公開	原則として非公開
外国での執行が難しい	外国での執行が極めて容易(ニューヨーク条約により161ヶ国で執行可能)

さらに、世界は今、国際紛争の解決手段として調停に注目している

仲裁が時間と費用がかかりすぎるとの問題を克服するものとして、迅速・安価で且つ以下のようなメリットのある調停が世界的に注目されている

①迅速解決

調停期日は1日～数日が一般

裁判・仲裁よりも、早く解決できる傾向にある

非常に大きな紛争も、短期の調停で円満解決される例もある。

例：Intel-AMD間の、各国での独占禁止法上の紛争が、12.5億ドル（約1375億円）の支払いとクロス・ライセンスなどで調停成立。

例：世界的に有名な国際調停機関の調停規則には、原則として、申立から2～3か月以内の終結を規定しているものがある。

②安価

最近、裁判・仲裁のコストが非常に高つく傾向にある。

調停は、裁判・仲裁よりも圧倒的に安く解決できる傾向にある。

③当事者が結果をコントロールできる

調停は、調停人が両当事者の和解を取り持つもので、両当事者が合意できない場合には成立しない。すなわち、調停の手続を利用して和解の成立を強制されることはなく、合意できない場合にはその時点で調停は終了するため、手続を利用しやすい。

④対立性が少ない

調停は、裁判・仲裁と比較すると、対立構造の低い（そして衝突度合も低い）紛争解決システムである。

当事者対立構造の仲裁又は裁判よりも、心理的負担が軽く解決ができる

⑤ウィンウィンの解決を図ることができる

調停は、当事者がウィンウィンの解決を図ることができる

今後も取引関係の継続が予定されている当事者は、ゼロサム解決を好まない

紛争の背後にある取引関係全体に着目することが可能

調停に適した事案

- 当事者間に信頼関係がある事案
- 取引関係の継続が予定されている事案
- Win-Winの解決を図ることのできる事案
- 紛争の経済規模と、想定される仲裁もしくは訴訟コストが釣り合わない事案
- 紛争解決に時間的制約のある事案、など

高い調停成功率

著名な国際調停機関では、専門的訓練を受けた調停人が、厳格な守秘義務の下、評価型や対話促進型の手法、及び、別席調停と同席調停を適切に使い分けて用いると、実に80%以上の案件で、たった1日か2日の集中期日で合意に持ち込めると言われている。

国際ADRの利用

－2018年国際仲裁調査結果－

Queen Mary University London & WHITE & CASE LLP

2018年国際仲裁に関する調査

ロンドン大学クイーンメリー校、ホワイトアンドケース法律事務所の共同調査

調査対象者：欧米、南米、中東、アフリカ、アジア、オセアニアの全世界の弁護士、社内弁護士、仲裁人、仲裁実務家、企業実務家等

回答数： 922名の回答(142名の電話によるinterviewを行う)

好ましい紛争解決手段の質問に対する回答

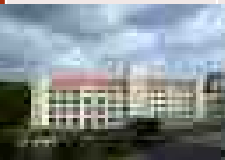
- ・ 国際仲裁：97%
 - ・ 調・仲(仲裁と調停の組合せ)：49%
 - ・ 仲裁のみ：48%
- ・ 国際訴訟：3%

国際紛争解決手続として調停は非常に評価を受けており、その傾向は一層強くなっている

アジア諸国の国際調停機関

アジア諸国でも、最近、国をあげて調停を推している

海外の主要な国際調停機関は、常設施設を有し、審問室、控室、通訳ブース、バイリンガルスタッフの常駐、などの充実した設備を有し、国際調停人名簿を保有している。

機関名	常設施設（調停のみの専用施設では必ずしもない）	調停規則	調停人名簿	実績
シンガポール国際調停センター (SIMC)		○	○	2017年の新件22件
香港国際仲裁センター (HKIAC)	○	○	○	2016年度新件 15件 2017年度新件 15件
アジア国際仲裁センター (AIAC) (マレーシア)		○	○	2016年度実績は、国内調停5件（国際調停なし）

調停の問題点とその克服への動き(1)

紛争を最終解決できる保証がない

- ▶ 調停は、当事者が自律的な解決を試みるものである
- ▶ 解決を強制されないので、当事者は心理的負担なく、調停に入り、離脱することができる
- ▶ もっとも、著名な国際調停機関は、80%ものケースにおいて、1～2日の集中期日によって、和解成立をもたらしている。紛争解決の保証が無いことは、それほど重要な問題ではないかもしれない。

調停と仲裁との連携利用

(最終解決を確保する手続の工夫の動き)

- 調停と仲裁は二者択一の関係にあるものではなく、協働関係にある
- 予め定められた(合意された)一連の紛争解決手続を構成する連携
 - まず調停手続を行い、調停により解決できなければ仲裁に移行する場合 ("Med-Arb")
 - 仲裁開始後に仲裁を一旦停止し、調停手続をまず行い、調停が不調に終わると仲裁に戻る手続 ("Arb-Med(-Arb)")
 - 調停が成立した場合、consent awardを出す仲裁手続に移行 (consent awardのために用いられるMed-Arb)
- 現在、このようなハイブリッド手続が、世界的に脚光を浴びている

調停の問題点 とその克服への動き(2)

国際的な執行力の枠組みが出来た

- 仲裁におけるニューヨーク条約のような、国際的な執行力付与のメカニズムは、これまで欠如していた。
- シンガポール国際商事調停条約(2019年8月調印式、2020年9月発効)により、国際的な執行力の枠組みが出来た。

シンガポール国際商事調停条約の調印・発効 (国際的な執行力を付与する動き)

2019年8月7日、シンガポール国際商事調停条約の調印式が開催された

米国、中国、インド、シンガポール、韓国など46カ国がシンガポール国際商事調停条約に署名した

シンガポール国際商事調停条約は、仲裁におけるニューヨーク条約と同様、国際商事調停によって合意に達した和解合意に国際的な執行力を付与することを目的としている

2020年9月に発効した。日本は未調印である



世界が調停に向けて大きく動き出した歴史的出来事

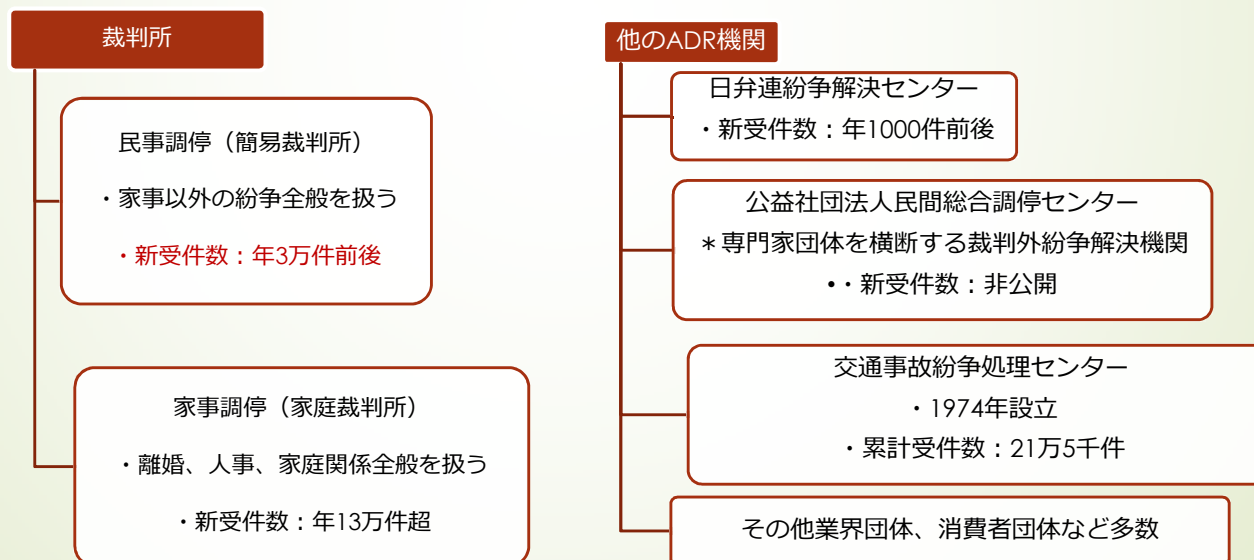
調停に高い親和性を有する日本の文化

- 日本古来の文化は、調停に高い親和性を有する文化である。
 - 調停の精神は、日本文化の中に脈々と受け継がれてきており、古くは、日本の最初の憲法と言われる604年の17条憲法に遡る。同憲法は、第1条に「和を以て尊しとなす」と規定している。その後も、鎌倉や江戸時代においても調停が紛争解決手段として広く利用されてきていると言われている
- 実際にも、近代日本における国内調停の歴史は長く、国内調停は盛んに利用されている。
 - 明治以降の近代日本において、国内事件につき、裁判所調停を中心に調停制度が独自に進化し、発展してきており、活発に利用されてきている（次スライド参照）。

調停は、日本の文化と親和性が高く、日本人や日本企業にとって利用の際のハードルが低く、入り易い手続であるうえ、司法の世界で日本が自然体の世界貢献していける分野と言える

日本の国内調停制度

- 日本の民事調停は、借地借家調停法（1922年）を起源とし、90年以上の歴史を持つ
- 裁判所調停（家事調停、民事調停）は活発に利用されている
 - 裁判所により運営され、裁判官が関与していることにより、運営主体の公平性・信頼性が高い
 - 調停人として、弁護士の調停委員に加え、事案によっては、適切な他の専門家（不動産鑑定士、建築士、公認会計士など）が調停委員に加わることによって、事案に沿った適切な解決を促進
 - 家事事件では、訴訟の前に調停申し立てが求められる（調停前置主義）



日本の国際調停の現状と課題

前述(スライド14頁及び15頁)のとおり、日本は、調停に非常に親和性が高い文化と歴史を有しており、実際にも国内調停は盛んに行われているが、日本の国際調停に目を転じると、これまでほとんど利用されてきていないのが現状である。

日本の国際調停の前記状況を改善する、 日本における普及に向けた活発な動き

- ① 国際標準のハード・ソフトインフラを備え、国際標準の調停を実施する京都国際調停センターの開設(2018年11月)
- ② 国際商事事件について、外国弁護士及び外国法事務弁護士の調停代理制度の整備（2020年5月）
- ③ JIMCとSIMCのCOVID19ジョイントプロトコルの締結及び実施(2020年9月)

日本における国際商事調停の普及に向けた近時の活発な動き①

～京都国際調停センターの設立～

*パンフレットも参照



- ◆ 公益社団法人日本仲裁人協会が同志社大学の全面協力を得て設置・運営する、日本初の国際調停専門施設を有する常設国際調停機関。日本において、国際標準の国際調停を実施し、普及させることを目的とする。
- ◆ 2018年11月開所
- ◆ 所在地：京都市上京区今出川通烏丸東入（同志社大学構内）
- ◆ ウェブサイト：<https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/page1>
- ◆ 調停に親和性を有する日本文化の中心とも言える京都の地において、充実した調停施設と、世界標準の国際調停規則を備えるとともに、世界十数か国から約55名のダイバーシティに富んだ海外居住者調停人名簿に加え、約65名の国内居住調停人名簿を備える。
- ◆ 調停専門機関であることから、国内、国外の様々な国際仲裁機関とも連携が可能。

日本における国際商事調停の普及に向けた近時の 活発な動き②

～国際商事事件について、外国弁護士及び外国法事務弁護士の調停代理制度の整備（2020年5月）～

■外国弁護士等による国際調停事件の代理については、明文の規定がなかったところ、2020年5月22日開催の衆議院本会議において、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案」が可決成立し、「国際調停事件」について規定を新設し、外国弁護士等に代理が可能であることが明文化された。

↓

■これにより、外国弁護士等が代理人を務める国際商事調停を日本で行うことができることが明文で確認されたことになり、外国企業が当事者となる国際商事調停を日本に持ち込みやすくなった。

日本における国際商事調停の普及に向けた近時の 活発な動き③

～COVID19の世界的蔓延下及びその後におけるオンライン調停の普及に向けての動き

- 新型コロナウイルスの世界的蔓延の影響により、国際ビジネスは世界中で損害、損失を被っている。企業が互いに損害・損失を被っている中で、裁判や仲裁によって白黒の勝敗をつけて解決することではなく、各当事者が被った損失の痛み分けを行い、関係を調整することが求められるため、調停は、コロナ禍による紛争解決の手段として適切である。
- 各国でロックダウンや渡航制限・移動制限の措置が取られ、face to faceの調停を実施することがむずかしくなり、国際調停もオンラインで実施せざるをえなくなった。裁判は各国の法律によって実施方法が決まっているが、ADRは、当事者が合意により実施方法を柔軟に定めることができ、オンライン実施など工夫することができる。調停人もオンライン調停に慣れ、オンライン調停のテクニックやノウハウも蓄えつつある。ユーザーも、一堂に会する調停ではなく、オンラインでの実施に慣れ始めつつある。コロナ後も、オンライン調停はある程度の地位を占め続けると考えられる。とりわけ小規模事案の場合には、オンライン調停のメリットが顕著であり、コロナ後も活発に利用されると予測される。
- 他方で、face to faceの調停は、当事者の説得等の場面において重要性があり、コロナ後もなくなることはない。とりわけ大型案件においては、face to faceの調停はメインの手段として活用されることは当然である。もっとも、一部オンラインを活用するハイブリッド型の使い方も利用されることが予測される。とりわけ日本企業の場合、調停の和解合意の意思決定権を有する経営陣が調停の場に直接参加することが難しいため、調停人による直接の説得や最終決断が難しいということが、日本で国際調停が普及しない1つのネックであるとして挙げられることがあるが、オンライン手続を一部利用し、企業の意思決定権者が本社からオンラインで調停に参加することによって、上記の弊害を克服することができる。コロナ後も、一部オンラインのハイブリッド使用は多用されると予測される。

日本における国際商事調停の普及に向けた 近時の活発な動き③

～JIMCとシンガポール国際調停センター（Singapore International Mediation Centre. 「SIMC」）との、COVID19ジョイントプロトコルの締結及び実施（2020年9月）～

- JIMCとSIMCとの間で、新型コロナウイルスの世界的蔓延下におけるオンライン国際調停の実施にあたり、JIMCとSIMCの協働関係を構築するため、Covid19ジョイントプロトコルが締結された。
- 同ジョイントプロトコルは、新型コロナウイルスの影響により多発している国際商事紛争について、早く、安く、オンラインで、解決しようと両機関が共同で実施する調停である。調停人は原則JIMCとSIMCがそれぞれ1名合計2名選任され、うち1人は、日本の企業風土や文化を理解し、日本語でのコミュニケーションも可能なJIMCの調停人が選任されるので、日本企業（及びその海外関連会社）にとって、大変使い勝手のよいものとなっている。

日本における国際商事調停の普及における直近の課題

～シンガポール条約への日本の早期調印

- シンガポール条約の調印、発効により、世界は調停に向けて大きく動き出した（12頁及び13頁）。
- アジアの主要国は、最近、国際調停を国を挙げて推進している（9頁）。
- しかるに、調停に親和性を有する文化を持ち、調停の長い歴史と多くの実績を持つ日本は、シンガポール条約に調印していない。

前記17頁乃至21頁に述べた日本における国際商事調停の普及に向けた近時の活発な動きを止めてはならない。

調停により成立した和解合意に執行力を付与することの必要性 についての議論

- ◆ 国際商事紛争の解決手段として国際商事調停の有用性が世界的に注目されるようになり、調停の実効性の確保に対する関心が世界的にも高まる中、仲裁と同様に利用を促進するためには、国際商事調停による和解合意にも執行力を付与する国際的枠組みが必要との機運が高まっている。
- ◆ 国際紛争の場合、世界には多様な文化や考え方があり、調停の結果得られた和解合意とはいえ、任意に確実に履行されるとは限らない。
- ◆ 和解合意に基づき、海外で判決を勝ち取り、執行するための困難性及び日本で判決を勝ち取り海外で執行することの困難性
- ◆ face to faceの調停がなされずに和解合意に至るオンライン調停の場合、調停により成立した和解合意の履行率に影響を与えることが考えられ、執行力が付与されることは、オンライン調停の履行についての推進力になることが考えられる。
- ◆ 世界の動きに呼応する日本での国際調停推進の前記最近の動き(17頁乃至21頁)を止めてはならない
- ◆ 国際商事調停をどこで行うか、どの機関で行うかは当事者が合意で決めるため、国際商事調停を日本に呼び込むという見地からは、各国・各調停機関との間で競争関係にある。日本が条約の加盟に後れると、競争にとっては大きなマイナスとなる。日本に国際商事調停を呼び込み、国際商事調停を振興するためには、日本が条約に加盟していることが重要になる。

国際商事紛争については、執行力を付与する必要性がとりわけ高く、且つ急ぐ必要性もとりわけ高い

執行力を付与することの正当化根拠についての日本における議論

(国内調停の長い歴史、実務に基づく日本での議論)

実体的正当性、手続的正当性が必要である

執行力を付与することの正当化根拠

- 調停による和解合意への執行力の付与を当事者の明示的かつ積極的な合意にかからしめ、執行力の有無について当事者に選択の機会を与えることで、執行力を付与する実体的正当性及び手続的正当性をより確保することができる。
- 日本法でも、執行受諾宣言付公正証書を債務名義と認めるのは、当事者が執行力付与に特に合意している場合であれば、執行力を付与する実体的正当性及び手続的正当性が確保されていると考えているからである。

(2020年発表の公益社団法人商事法務研究会報告書も同意見)

執行力を付与する当事者の合意があると、実体的正義・手続的正義が担保される。
この正当化根拠は、日本においては執行力を付与する際に重要である。

執行力を付与することの弊害に関する日本における議論

(国内調停の長い歴史、実務に基づく日本での議論)

執行力を付与することの懸念として、執行力の存在が当事者を萎縮させるおそれがある
自主性を旨とするADRの本質を害するおそれがある

上記弊害は、当事者間に執行力付与についての合意があれば、軽減できる

執行力の付与を当事者の明示的かつ積極的な合意にかからしめることで、このような弊害の懸念を制度として軽減できる

さらに、商事紛争の場合当該弊害は小さい

早く、安く、効率と確実性を重んじるビジネスの世界では、上記弊害は小さく、執行力を付与するメリットは大きい

商事紛争では、弊害は小さい。そのうえ、執行力を付与する合意があることで、弊害を一層軽減できる

執行力付与に関する当事者の合意を執行力付与の前提とする要請と条約のオプトインアプローチの実質同一性

前記日本における執行力付与に関する議論から、執行力付与に関する当事者の合意を執行力付与の要件とする必要がある。

(2020年発表の公益社団法人商事法務研究会報告書も同意見)

執行力付与に関する当事者の合意を執行力付与の要件とすることに実質的に対応する制度が条約に存在する

日本国内の議論に基づく要請



執行力付与に関する当事者の合意を前提とするアプローチ



条約が認めるアプローチ



完全同一ではないが、条約の適用に関する当事者の合意(条約の適用合意≡執行力付与の合意)を前提とするオプトインのアプローチ

オプトインの留保と当事者の執行受諾の意思表示との関係について整理する必要があるが、和解合意に債務者が強制執行に服する旨の陳述が記載されていることを執行力付与の条件とし、この陳述を条約の適用の合意をしたものとする旨の規定を設けるなどの方法が考えられる。(報告書124頁)

条約におけるオプトアウトの原則とオプトインの例外、並びに日本が条約に調印するには、オプトインの留保を行使することが必要であること

オプトアウトの原則

条約のデフォルトルールは、調停当事者が明確に条約の適用を排除した場合を除き、条約が適用され、執行力が付与されるオプトアウトを採用している。

オプトインの例外

調停当事者が条約の適用を明確に合意した場合にのみ条約の適用を認め執行力が付与される「オプトインアプローチ」を採用することを、オプトインの留保を行使することにより締約国に認めている。

条約を作成したUNCITRALの作業部会における、当事者自治を尊重するオプトインアプローチと、調停の普及と条約の効果的な利用を重視するオプトアウトアプローチについての長い議論の末の妥協の産物であると言われている。

なお、UNCITRALの作業部会において、EUは、オプトインアプローチに好意的であったといわれている。(JCAジャーナル 山田文「シンガポール条約の概要(下)」(2020年3月号)P36)

和解合意に執行力を付与することに関する日本における前記議論(22頁～26頁)から、日本が条約に調印するには、オプトインの留保をすることが必要

オプトイン留保をして調印するには早期調印が必要である

- 世界の趨勢がオプトアウトの原則で固まると、日本がオプトイン留保をして調印することが難しくなり、日本が条約に調印しにくくなる。その結果、日本の条約調印が相当遅くなる。
- 世界の趨勢がオプトアウトの原則で固まった後にオプトイン留保を行使すると、調停先進国の歴史、実体があるにもかかわらず、調停後進国のレッテルを貼られかねない。
- 相互主義を認めていないため、オプトインの留保は他の締約国での扱いに影響するものではなく、留保を付した国で執行力付与申立があった場合にのみ関係する。

= オプトインの留保を付して日本が条約に加盟しても、世界の趨勢がオプトアウトアプローチとなっていれば、和解合意の当事者が日本のためだけに条約適用の合意を敢えてとることは期待し難い。

日本のみがオプトインの留保をして調印しても、世界の中で日本のみが条約に基づく執行が実質上できない特殊な国となってしまうかねない。

多くの他の国でオプトアウトアプローチの原則が採用されれば、日本で行われる国際商事調停の執行については、日本国内での執行(オプトインアプローチ採用)と海外での執行(オプトアウトアプローチ採用)で大きく異なる基準で運用されることになる。

→ 日本が条約に加盟する際に現実にはこの留保条項を利用することが難しくなりかねない。

オプトインの留保をして条約に加盟することを検討するのであれば、世界の趨勢がオプトアウトアプローチに決する前に、早期に世界の動きをリードする形でオプトインの留保をする必要がある。

← 次スライドに述べるように、EU諸国は、条約起草時にオプトイン推進派であったうえ、EU内規制との調整が必要であり、オプトインアプローチを採用するメリットがありうる(EU諸国以外にも、国内調停との調整が必要な国は多いと考えられる)。したがって、**日本がEUの動きを後押しすることは日本がオプトイン留保を行使する際孤立しないためにも戦略的に重要と考える。**

**オプトインの留保をしたうえでの条約の早期調印の必要性が高い
世界の趨勢がオプトアウトで固まる前に、オプトイン留保の動きを先導しなければ、日本の条約調印は難しくなる**

EU諸国はオプトインの留保を行使する可能性がある

・前記のとおり、UNCITRALの作業部会において、EUは、オプトインアプローチに好意的であったといわれている。(JCAジャーナル 山田文「シンガポール条約の概要(下)」(2020年3月号)P36)

・EU指令2008/52のArticle 6によれば、EU域内では、加盟国で執行可能な調停合意について、当事者間で執行に対する合意があれば、EU域内で執行可能とする。すなわち、EU指令は、調停の結果得られた和解合意に対するEU域内の執行力付与について、オプトイン方式を採用している。

↓

条約に調印するには、EU域内のオプトイン方式との整合性が必要になり、EU域外との関係で条約においてオプトイン方式を採用する可能性が十分にある。

↓

日本がオプトイン留保を行使すると、EUのオプトイン留保の行使を後押しすることになる可能性がある。

= 日本が世界の動きを作れる可能性がある

日本がオプトイン留保の行使をすることが確定しているのであれば、世界の様子を窺って待つ意味もメリットもない。むしろ、EU諸国がオプトイン留保をすることの後押しをすべきである。待っている間に、オプアウトが世界の主流になるおそれがあり、待つことのデメリットは大きい。

他国の調印に関する対応を見てから日本の対応を決めるべきではない理由

既に述べたように、日本における議論を踏まえれば、日本が条約に調印するには、オプトインの留保を行使する必要がある。



オプトイン留保を行使するには、オプアウトの原則で世界の趨勢が固まる前に世界の動きをリードする形で行うメリットが大きい

世界の動きを見守り、その状況によって日本の対応を決めるのであれば、状況把握のため待つ意味がありうるが、日本の対応はオプトインの留保が前提となるのであれば、待つ意味はなく、むしろ28頁のスライドに述べるように待つ事のデメリットが大きい

公益社団法人商事法務研究会

「仲裁法制の見直しを中心とした研究会報告書」(2020年7月発表)

＜調停振興に関する骨子＞

調停による和解合意への執行力の付与について

執行力を付与することの必要性

…（即決和解や同意審決を利用した仲裁等）別途手続を要するのでは、時間的・金銭的な余計な負担が生ずる、任意履行の促進、等

執行力を付与することの正当化根拠

…実体的正当性、手続的正当性が必要

執行力付与についての当事者の同意が正当性の確保に資する

↓

裁判所による執行決定手続及び事後的な執行拒否事由のスキームにより、現行の国内法制との整合性を保ちつつ新たな債務名義とすることが可能(シンガポール国際調停条約調印に前向きな結論)